平成２３年（フ）第４４０号
名古屋市守山区茶臼前14番14号　喜多山住宅103号
債務者　橋本内装こと　橋本　淳治
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　雄市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６３号
横浜市南区通町４丁目85番地２　コーポＩ―202
債務者　安藤　剛志
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３号
長野県飯田市白山町３丁目東７番地１飯田広告マンション２・203号
債務者　田口あけみ
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２号
長野県飯田市上郷別府1211番地
債務者　久保田敬司
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　慎司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５１号
釧路市貝塚２丁目12番３号　シャルム貝塚108号
債務者　塩原　正伸
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　敬樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２号
北海道滝川市北滝の川942番地３
債務者　渡辺　香織
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の294
債務者　岩松　美之
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第３号
北海道紋別市落石町１丁目17番３―104号
債務者　藤本　真弘
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第６８号
岩手県岩手郡雫石町万田渡100番地２　松村アパート１号室、旧住所岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保13番地89
債務者　阿部　栄美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1163番地57、旧住所仙台市太白区東大野田２番27号　ＳＡＴＯハイツＩ―206
債務者　妙村　靖智
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９０号
盛岡市川目町17番32号
債務者　土川　武紘
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９１号
盛岡市緑が丘２丁目８番30号　ファミール緑が丘105号
債務者　新舘真由美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５６号
群馬県高崎市下小塙町1419番地１
債務者　澤田　和子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６４号
群馬県高崎市中居町４丁目19番地９
債務者　長野　恵子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５０３号
埼玉県深谷市原郷447番地２
債務者　島田　昭一
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５号
埼玉県熊谷市石原1139番地12
債務者　荒川　良雄
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０号
埼玉県熊谷市石原２丁目24番地
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８４号
埼玉県本庄市児玉町吉田林71番地１　メゾンきょうわＡ―102
債務者　久保　　功
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部